

令和 7 年度 地球シミュレータ公募課題
募集要領

令和 6 年 12 月
国立研究開発法人海洋研究開発機構

海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）では、令和7年度の「地球シミュレータ公募課題」の募集を行います。

本課題は、地球シミュレータ運営基本方針に基づき、我が国の海洋地球科学を含む科学技術分野の研究を推進するため、広く利用の機会を開くものです。

本募集要領では、「公募課題」の応募方法等（募集に関する留意事項、申請可能な課題、応募資格、審査）について記載しています。

【目次】

1. 令和7年度の募集について
2. 概要
3. 応募資格
4. 申請可能な課題
5. 申請書類
6. 応募方法
7. 課題の審査
8. 地球シミュレータを利用する際の注意事項

※ スケジュール（予定）

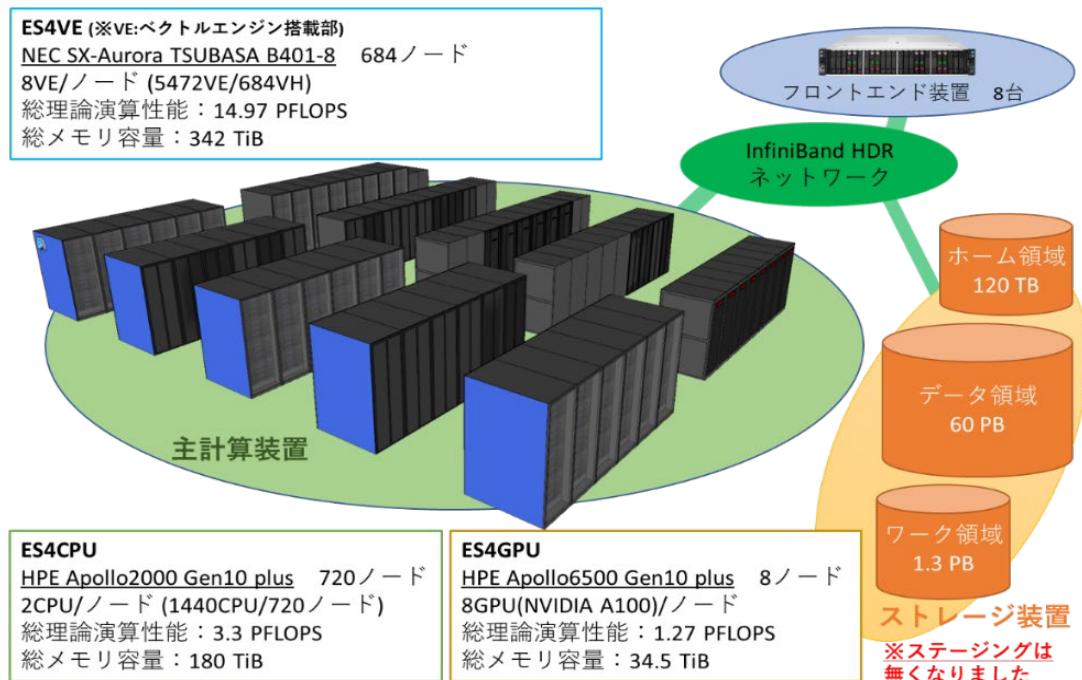
- (1)募集開始 : 令和6年12月24日(火)
- (2)募集締め切り : 令和7年1月28日(火)13時
- (3)結果通知 : 令和7年3月中に結果を通知します。
- (4)利用開始 : 令和7年4月1日(火)

1. 令和7年度の募集について

(1) 地球シミュレータのシステム概要

地球シミュレータ（以下、「ES4」という。）は3つの異なるアーキテクチャで構成されるシステムになります。システムは、ES4VE、ES4CPU、ES4GPUで構成され、応募にあたっては利用を希望する計算ノードと希望計算資源量を記載して頂きます。また、ES4では、ES4VEとES4CPUなど異なるアーキテクチャを同時に利用することも可能です。

ES4 のシステム概念図



(2) 応募に際して

応募に際し、以下の点についてご確認頂きますようお願いします。また、申請書の記載方法等の詳細については「5. 申請書類」をあわせてご参照ください。

1) 計算資源の割当てについて

各利用課題が ES4 を効果的、効率的に利用できるように、割当てた計算資源と利用実績の乖離を極力減らす方針で資源の調整を行います。

- 採択課題への計算資源割当ての調整は、「大規模利用課題」と「小規模・試行利用課題」に分けて行います。
※ 大規模利用課題、小規模・試行利用課題ともに、利用していく上で不足した資源量は、追加申請（審査あり）をすることができます。

① 大規模利用課題

利用開始時点から本格的なプログラムの実行が可能な課題です。実施が可能な根拠、成果の見込みと実績、計算資源の利用計画等を確認の上、妥当と判断された場合、割当資源の調整に勘案されます。

② 小規模・試行利用課題

小規模利用や試行的な利用を目的とする課題です。当初割当ては一律配分（目安：ES4VE 40,000 リソースセット時間積、ES4CPU 12,000 リソースセット時間積、ES4GPU 5,000 リソースセット時間積の見込み）を基本とします。希望資源量が一律配分の目安としている値以下の場合は、希望値を割当てます。

なお、当初割当ては上記方針にて行いますが、申請書に記載する希望資源量及び計算資源利用計画については、研究を実施する上で必要な資源量を記載してください。

※ 利用していく上で不足した資源は追加申請（審査あり）が可能です。

2) プログラムチューニング等の重点サポートについて

本サポートは、成果の出ている課題を更に成果が出るように、研究成果の最大化を達成していただくために通常より手厚くサポートすることが目的のひとつです。

令和7年度から、大規模実行をしていく課題を優先して実施します。（GPU、CPUノードの利用を優先）また、GPUノードへの積極的な移行、活用により将来的に成果創出が見込める課題も優先します。

重点サポートを希望される課題は、審査の上、本サポートを受けることができます。課題申請書の重点サポートの希望項目に、具体的に必要なサポート内容(移植、プログラム開発、チューニング、プロクラム実行に関する処理等)やサポートを受ける必要性(サポートの結果どのような成果が見込まれるかも含む)の記載をお願いします。

なお、本サポートを受けられない場合でも通常のサポートは受けられます。通常サポートではこれまで通り、プログラムの移植やチューニング等による相談をサポート窓口にて受付いたします。

※ 本項目は課題の採否自体には影響ありません。

(3) 課題の審査に関して

課題の審査に関して、以下の点についてご確認頂きますようお願いします。また、審査の観点等の詳細については「7. 課題の審査」をあわせてご参照ください。

- ・審査の主な観点として、研究の目的と意義、成果の見込みが重視されます。
- ・成果の見込みについては、見込まれる論文数を定量的に審査します。また、データ公開、社会貢献、将来性、研究としての価値等についても審査において加味されます。
- ・機構との共同研究等により実施する課題、機構の他プロジェクトとの連携がある課題、または、国や地方自治体等の施策、プロジェクトとの連携がある課題は、資源の追加申請や重点サポート実施の判断時にも考慮されます。

※利用期間中において進捗状況（成果の見込み、利用実績）について調査、評価を実施します。その後の資源調整等において考慮されます。

また、成果の見込み、利用実績については次年度以降の課題継続においても考慮します。
継続課題は、令和6年度の申請時に記載した成果の見込みに対して、利用した結果の調査、評価も実施いたします。

2. 概要

- (1) 応募は年度単位で行います。利用期間は**令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）**を予定しております。
- (2) 応募にあたっては「地球シミュレータ公募課題申請書」を提出してください。提出された申請書は、「地球シミュレータの課題審査委員会」において審査されます。

3. 応募資格

申請は「課題責任者」が代表して課題ごとに行ってください。なお、「課題責任者」及び「課題メンバー」は以下の条件を満たす必要があります。産業界からの応募も可能です。

- (1) 「課題責任者」は日本国内の機関に所属し、当該課題の研究、開発に従事する者であること（機構の職員が、公募課題の「課題責任者」になることはできません。「課題メンバー」としての参加は可能です。）。
- (2) 「課題メンバー」は、当該課題の研究、開発に従事する者（大学院生等の学生も含めることができます）であること。

4. 申請可能な課題

申請可能な課題は以下の(1)および(2)の条件を満たすものとします。

- (1) 地球シミュレータの利用に関する条件
 - 平和目的であること
 - 成果は公開されること

- (2) 研究分野

以下の海洋地球科学を含む科学技術分野全般の課題を対象とします。

- ① 大気・海洋分野
- ② 固体地球分野
- ③ 環境・地球科学全般 (①、②以外または複合的な課題)
- ④ 宇宙分野
- ⑤ 流体力学分野
- ⑥ 生物・生態系分野
- ⑦ 材料工学・ナノテクノロジー分野
- ⑧ 構造力学分野
- ⑨ 数理、情報科学・工学分野
- ⑩ その他の計算科学分野

5. 申請書類

令和 6 年度に機構戦略課題「チャレンジ利用課題」で利用していた課題が本課題（公募課題）へ応募する場合、継続課題として扱われますので申請書記載の際にはご留意ください。

(1) 研究の目的と意義

研究の目的と意義について、科学的、技術的に十分な意義があるか、あるいは、国民生活の質の向上や産業振興、社会貢献につながるか、という観点から記入してください。なお、課題名（課題申請書 1 ページ目）については、研究分野との関連がわかるように留意してください。

(2) 見込まれる成果

見込まれる論文数がどの程度あるか、成果公表までに要する期間とあわせて記載してください。各論文の趣旨、タイトル、位置づけ等についても可能な範囲で記載をお願いします。

また、見込まれる成果の波及効果、国民生活向上や社会貢献への繋がりも記入してください。本テーマが学術研究として特に価値がある場合その旨も記載してください。

(3) 令和 5 年度以降の各利用年度の成果の見込みに対する振り返り（継続課題が対象）

令和 5 年度、令和 6 年度の利用年度当初の ES4 を利用した成果の見込み（研究計画）に対して論文実績等の成果の状況について記載をお願いします。

論文成果を予定していない課題は、予定していたデータの解析・開発等の進捗状況について記載をお願いします。

※地球シミュレータを利用して得られた成果（論文、学会発表等）は「地球シミュレータ研究成果リポジトリ」に必ず登録し、その出力結果を添付してください。リポジトリに登録できない成果は、必ず本欄に記載してください。

※ 「地球シミュレータ研究成果リポジトリ」

<https://www.jamstec.go.jp/es-repository/portal/jp/>

(4) 令和 6 年度の実績（計算資源について）（継続課題が対象）

令和 6 年度の計算資源について当初の計画どおり利用できているか、また利用できなかった場合、その理由について記載をお願いします。

(5) 令和7年度の希望する計算資源の情報（計算資源量と計算資源利用計画）

研究計画を進める上で必要な計算資源量を記入してください。ES4 では各ノード構成において、利用する単位と計算資源の管理が以下のように変更されます。計算資源量は新しい資源管理「リソースセット時間」での記載をお願いします。

※計算資源を見積もる上でご不明な点があればお問い合わせください。

問い合わせ窓口 (es_oubo@jamstec.go.jp)

【利用する単位と計算資源の管理】

	利用する単位	計算資源の管理
ES3	ノード単位	ノード時間積 (ノード数と時間の積)
ES4	リソースセット単位	リソースセット時間積 (リソースセットと時間の積)

【リソースセットについて】

1) ES4VE

1 リソースセットは 1 VE を利用する単位で、リソースセット単位での利用となります。

例：8VE を 4 時間利用した場合・・・32 リソースセット時間

※ES4VE の構成

684 ノード(5,472VE)の計算ノードで構成され、1 ノードあたり 8VE を搭載します。(VE : ベクトルプロセッサを搭載したカード。1VE の理論性能は 2.45TF)



2) ES4CPU

1 リソースセットは 1CPU を利用する単位で、リソースセット単位での利用となります。

例：10CPU を 6 時間利用した場合・・・60 リソースセット時間

※ES4CPU の構成

720 ノード(1,440CPU)の計算ノードで構成され、1 ノードあたり 2 CPU を搭

載します。(1 CPU の理論性能は 2.3TF)



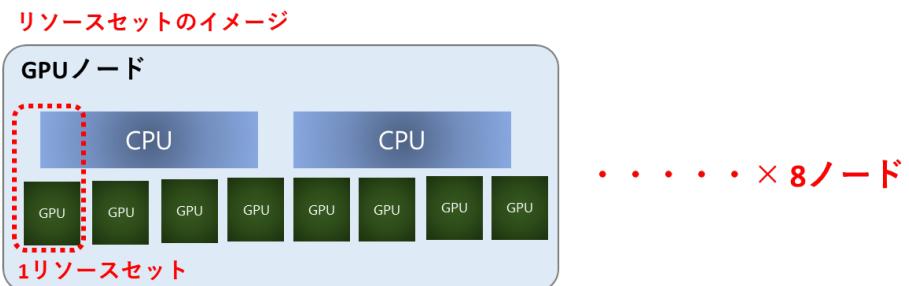
3) ES4GPU

1 リソースセットは 1GPU を利用する単位で、リソースセット単位での利用となります。

例：2GPU を 12 時間利用した場合 • • • 24 リソースセット時間

※計算ノード C の構成

8 ノード(64GPU)の計算ノードで構成され、1 ノードあたり 8GPU を搭載します。(1GPU の理論性能は 9.7TF)



※各計算ノードの性能の目安

	ES3	ES4		
		ES4VE	ES4CPU	ES4GPU
1 ノードあたりの計算性能	256GFLOPS	19.6TFLOPS (2.45TF×8VE)	4.6TFLOPS (2.3TF×2CPU)	77.6TFLOPS (9.7TF×8GPU)
1 ノードあたりのメモリ容量	64GB	384GiB + 128GiB (48GiB×8)	256GiB (16GiB×16)	320GiB + 4TiB (40GiB×8)
総ノード数	5,120 ノード	684 ノード (5,472VE)	720 ノード (1,440CPU)	8 ノード (64GPU)

年間の計算資源量について、課題あたりの上限は、ES4VE (1,000,000 リソースセット時間積)、ES4CPU (400,000 リソースセット時間積)、ES4GPU (40,000 リソースセット時間積) を目安とします。

計算資源利用計画では、上期（4月から9月）と下期（10月から3月）に分けて記載してください。なお、各期に未使用の資源を次の期に持ち越すことはできませんので年間をとおしての利用計画を立てる上で十分考慮して頂くようお願いします。

(6) プログラムのチューニング等の重点サポート

本サポートは、成果の出ている課題を更に成果が出るように、研究成果の最大化を達成していただくために通常より手厚くサポートすることが目的のひとつです。

令和7年度から、大規模実行をしていく課題を優先して実施します。（GPU、CPUノードの利用を優先）また、GPUノードへの積極的な移行、活用により将来的に成果創出が見込める課題も優先します。

重点サポートを希望される課題は、審査の上、本サポートを受けることができます。課題申請書の重点サポートの希望項目に、具体的に必要なサポート内容(移植、プログラム開発、チューニング、プロクラム実行に関する処理等)やサポートを受ける必要性(サポートの結果どのような成果が見込まれるかも含む)の記載をお願いします。

なお、本サポートを受けられない場合でも通常のサポートは受けられます。通常サポートではこれまで通り、プログラムの移植やチューニング等による相談をサポート窓口にて受付いたします。

(7) 希望ディスク使用量

希望ディスク使用量を算出した根拠を具体的に記入してください（一つのジョブで出力される容量と、それを何ケース実行するかなど）。

(8) データの管理、保存に関する方針について

地球シミュレータに保存するデータについて、データの管理・保存計画や公開・非公開に関する方針を記載してください。本項目は審査には直接影響しません、可能な範囲でご記入をお願いします。

記入例)

- ・ 地球シミュレータを利用して得られたデータは非商用目的に限り公開する予定です。
- ・ 地球シミュレータに保存したデータについては適宜整理し、原則利用終了までに自身のサーバ等に回収します、など。

(9) プログラムの情報

地球シミュレータで実行するプログラム名および動作実績について、プログラム毎に記載してください。

(10) 大規模利用課題の記載項目

利用開始時点から本格的プログラムの実行が可能な課題は、割当資源の調整に勘案されます。該当する課題は、項目にチェックを入れ、具体的な根拠(移植、チューニング等に時間を要しない理由等)を記載してください。具体的根拠の他、成果の見込みと実績、計算資源利用計画等を基に課題審査時に判断します。なお、本項目は課題の採否に影響ありません。

なお、新規課題については本研究に関連してこれまでに発表した論文の一覧を記載してください。(令和5年度以降の実績)

6. 応募方法

6.1 応募受付期

令和6年12月24日(火)～令和7年1月28日(火) 13時必着

6.2 応募書類

以下の書類を提出して下さい。

(1) 『令和7年度地球シミュレータ公募課題申請書』 書類一式

- ① 地球シミュレータ公募課題申請書 (MS-Excel 形式)
- ② 地球シミュレータ公募課題申請書_利用者情報 (MS-Excel 形式)
輸出管理審査該当性に関して該当者がいる場合、以下の書類を提出してください。
- ③ 地球シミュレータ公募課題申請書_利用者情報_輸出管理審査該当性に関する回答票 (MS-Word 形式)

(2) 『令和7年度地球シミュレータ公募課題申請書』 電子データ及び原本 (印刷物)

6.3 応募方法

(1) 申請書のダウンロード

機構のホームページから『地球シミュレータ公募課題申請書』をダウンロードしてください。

https://www.jamstec.go.jp/es/jp/project/r07koubo/R07_apply.xlsx

https://www.jamstec.go.jp/es/jp/project/r07koubo/R07_apply_member.xlsx

https://www.jamstec.go.jp/es/jp/project/r07koubo/R07_apply_member_kaitou.docx

(2) 申請書の一枚目、「申請機関」欄の申請機関名および申請機関代表者を記入し、申請機関承認印の欄に公印*を押印してください。

* 公印： 所属する機関で規定された機関の長（もしくはそれに相当する権者）の印
※申請書の書面の提出をもって「利用条件および制限事項」に了承されたものとみなします。

(3) 公印が押印された申請書一式を郵送にてご提出ください。また、申請書の電子ファイルは E-mail (es_oubo@jamstec.go.jp) 添付にてご提出ください。

7. 課題の審査

7.1 審査の方法

課題の審査は地球シミュレータ課題審査委員会により実施されます。審査委員会は、申請者から提出された申請書類を基に審査を行い、その審査結果に基づき、機構が課題を採択します。

7.2 審査と評価の観点

審査における評価の観点は以下の通りです。成果の見込みは、見込まれる論文数を定量的に審査します。また、データ公開、社会貢献、将来性、研究としての価値等についても審査において加味されます。

(1) 研究の目的と意義

- ・科学的、技術的に十分な意義はあるか
- ・国民生活の質の向上や産業振興、社会貢献につながるか

(2) 成果の見込みと実績

1) 令和 7 年度以降の成果の見込み

- ・論文の見込みはどうか（定量的に判断）
- ・十分な成果が期待できるか、波及効果は期待できるか
- ・国民生活向上や社会貢献に繋がるか、あるいは研究としての価値はどうか

2) 令和 5 年度以降の各利用年度の論文実績と利用状況（継続課題）

- ・研究成果（論文成果等）について当初の見込みと実績がどうであったか
- ・令和 6 年度の計算資源の利用状況はどうか

※ 令和 6 年度のアニュアルレポート(初稿)も審査の参考資料とします。

(3) 計算資源利用計画

- ・要求している計算資源量、費用対効果は妥当か

(4) 重点サポートの実施（希望課題）

- ・希望する内容について
(GPU,CPU の大規模実行、積極的な GPU 移行・活用を優先)
- ・プログラムの管理体制、開発状況
- ・サポートの必要性（サポートにより見込まれる成果等）

※大規模利用課題の審査項目

(5) 利用可能な根拠

- ・利用開始時点から本格的利用（計算）ができるか

(6) 新規課題について

- ・本研究に関連した発表論文の状況はどうか

※重点サポートや計算資源追加申請の審査において勘案する項目

(7) 機構または国や地方自治体との連携、共同研究等による実施について

- ・機構との共同研究等により実施する課題か
- ・機構の他プロジェクトとの連携がある課題か
- ・国や地方自治体との施策、プロジェクトとの連携がある課題か

7.3 審査結果の通知

審査結果は、課題責任者へ文書で令和7年3月中に通知します。

8. 地球シミュレータを利用する際の注意事項

- (1) 故障や災害、予算状況等のやむを得ない理由により、課題採択時の割り当て計算資源を提供できない場合があります。その場合の計算資源の補償はできません。また、予期せぬ障害等でデータ消失や利用者の損害が発生した場合も補償はできません。
- (2) プログラムの性能が著しく低いまでの長時間実行等が見受けられる場合、ES サポートから問い合わせをさせていただく場合があります。また、利用状況が低い状況が続く課題についても、状況確認のため問い合わせをさせていただく場合があります。
- (3) 利用条件および制限事項について
別紙「利用条件および制限事項」には、成果公開・成果報告にあたっての付帯条件や知的財産権およびデータの帰属について記載がありますのでご確認ください。採択された公募課題は、「利用条件および制限事項」を遵守してください。「利用条件および制限事項」は申請書の裏面にも記載されております。申請書の書面の提出をもってこの「利用条件および制限事項」の記載内容について了承されたものとみなします。
- (4) 地球シミュレータを利用することにより得られた成果やデータの取り扱いについて
 - ①成果を発表する場合には、必ず「地球シミュレータを利用した」旨を言及すること。
 - ②報告書、論文、口頭発表等で成果を発表した場合は、「地球シミュレータ研究成果リポジトリ」に登録すること。
 - ③成果をプレス発表する場合には、事前に届け出ること。
 - ④年度終了後に、利用報告書を機構に提出すること。
報告書は機構が出版する報告書の原稿として用います。なお、機構の広報活動等のために利用報告書の画像、図面等を利用者の承諾を得て利用する場合があります。
- (5) ディスク領域が逼迫した場合には、利用期間中においてもファイルの削除依頼や領域の再割り当てを行う場合があります。
- (6) 地球シミュレータの利用は年度単位となります。次年度も継続して課題が採択された場合は、地球シミュレータ上のディスク領域（HOME 領域と DATA 領域）のファイルは次年度もそのまま引き継がれます。

継続して利用する予定がない場合（採択されなかった場合も含む。）は、利用の年度末をもってディスク領域の利用も終了します。なお、必要に応じて利用終了から1か月間はファイル整理のためのアクセスを認めます。

（問い合わせ及び提出窓口）

〒236-0001 横浜市金沢区昭和町 3173-25

国立研究開発法人海洋研究開発機構

付加価値情報創生部門 地球情報科学技術センター

計算機システム技術運用グループ ES 公募係

電話： 045-778-5770 E-mail : es_oubo@jamstec.go.jp

地球シミュレータ公募課題 利用条件および制限事項

1. 利用条件

地球シミュレータを利用するにあたっては、利用者は以下の利用条件を厳守してください。

- (1) 地球シミュレータを利用することにより得られた成果は公開すること。
- (2) 地球シミュレータの利用は平和目的であること。
- (3) 本申請書で申請する総ての内容について、虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 本申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに海洋研究開発機構（以下「機構」という。）へ変更届を提出すること。
- (5) 機構が定める諸規定に従って利用すること。
- (6) その他、社会一般的なモラルに従って利用すること。

2. 成果公開・成果報告にあたっての付帯条件

地球シミュレータを利用することにより得られた成果の公開にあたっては、以下の付帯条件を遵守してください。

- (1) 成果を発表する場合には、「海洋研究開発機構の支援により、地球シミュレータを利用した」旨を言及すること。
- (2) 報告書、論文、口頭発表等で成果を発表した場合、所定の手続きに従いタイトルや発表先等の情報を機構に届け出ること。
- (3) 成果をプレス発表する場合には、事前に機構に届け出ること。
- (4) 年度終了後に、成果報告書を機構に提出すること。
報告書は機構が出版する報告書の原稿として用います。なお、機構の広報活動等のために成果報告書の画像、図面等を利用者の承諾を得て利用する場合があります。
- (5) 原則として、機構が開催する利用報告会、シンポジウム等において成果を報告すること。なお、提出された資料は機構の広報活動等のために用いる場合があります。

3. 知的財産権の帰属

利用者が地球シミュレータを利用することによって生じた知的財産権については、原則として利用者又は利用者が所属する機関に帰属します。ただし、当該知的財産権の取得にあたって機構の知的貢献が認められる場合については、別途協議するものとします。

4. データの帰属

利用者が地球シミュレータを利用することによって得られたデータについては、原則として利用者又は利用者が所属する機関に帰属します。ただし、得られたデータに関して機構の知的貢献が認められる場合については、別途協議するものとします。

5. 監査

機構は、項目「1. 利用条件」に対して利用者が適切に利用しているか、及び「2. 成果公開・成果報告にあたっての附帯条件」を遵守しているかを監査する権利を有します。機構は監査のために利用者に対して質問を行い、プログラム・入出力データ等の提供を依頼する場合があり、利用者は回答及び提供の義務を有します。

6. 利用停止

機構が、項目「1. 利用条件」あるいは「2. 成果公開・成果報告にあたっての附帯条件」で記載してある内容に反していると判断した場合、当該利用課題または利用者の利用を停止する場合があります。

7. 安全管理及び損害賠償

- (1) 利用者は、地球シミュレータの利用にあたり、機構の定める安全に関する諸規程及び機構の指示に従うものとし、地球シミュレータの利用者による利用にあたって自らに生じた損害についてその責を負うものとします。
- (2) 利用者は、地球シミュレータの利用にあたって、利用者の責による事由により施設、備品などの滅失、損傷その他機構に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (3) 前項に規定する場合の他、利用者が地球シミュレータの利用にあたり第三者に損害を与えた場合は、利用者がその責任と負担において解決してください。
- (4) 利用者は、前2項に規定する事項が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告してください。

8. 免責

- (1) 機構は、利用者が地球シミュレータを利用することによって利用者に発生した損害に対しては、一切の責任を負いません。
- (2) 安全保障輸出管理の対象となる、利用者が行う技術の提供（注）については利用者が責任をもって管理するものとし、機構は、当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負いません。

（注）安全保障輸出管理の対象となる利用者が行う技術の提供とは、地球シミュレータを利用する過程で提供する技術情報や地球シミュレータを利用して得た成果のうち、外為法関係法令で規制される技術情報を非居住者等、規制される者に対して提供することいいます。

9. 秘密の保持

地球シミュレータの利用者は、その利用にあたり知り得た秘密を第三者に漏洩又は地球シミュレータの利用目的以外に用いることはできません。

以上